

提	1
総会	1 6 5

提 案

日本学術会議会則の一部を改正する規則案

- 1 提 案 者 会 長
- 2 議 案 日本学術会議会則の一部改正について、別紙案のとおり改正すること。
- 3 提案理由 若手科学者の連携を図り、その活動を通じて学術の振興に寄与することを目的に、第 23 期から「若手アカデミー」を設置することとしたため。

○日本学術会議規則第 号

日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第二十八条の規定に基づき、日本学術会議会則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 年 月 日

日本学術会議会長 ○ ○ ○ ○

日本学術会議会則の一部を改正する規則

日本学術会議会則（平成十七年日本学術会議規則第三号）の一部を次のように改正する。

「第十一章 荣誉会員（第三十四条）

「第十一章 若手アカデミー（第

目次中 第十二章 日本学術会議協力学術研究団体（第三十五条）を

第十二章 荣誉会員（第三十五

第十三章 雑則（第三十六条―第三十八条）

」

第十四章 雑則（第三十七条―

三十四条）

条）

に改める。

術研究団体（第三十六条）

第三十九条）

「

第十三章中第三十八条を第三十九条とし、第三十七条を第三十八条とし、第三十六条を第三十七条とし、同章を第十四章とする。

第十二章中第三十五条を第三十六条とし、同章を第十三章とする。

第十一章中第三十四条を第三十五条とし、同章を第十二章とする。

第十章の次に次の一章を加える。

第十一章 若手アカデミー

（若手アカデミー）

第三十四条 学術会議に、若手科学者の連携を図り、その活動を通じて学術の振興に寄与することを目的として、会員又は連携会員をもって組織する若手アカデミーを置く。

2 若手アカデミーに関し必要な事項は、幹事会が定める。

別表提言の項及び報告の項中「又は分科会」を「分科会又は若手アカデミー」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

改正案	現行
目次 第一章～第九章（略） 第十章 地区会議（第三十三條） 第十一章 若手アカデミー（第三十四條） 第十二章 栄誉会員（第三十五條） 第十三章 日本学術会議協力学術研究団体（第三十六條） 第十四章 雑則（第三十七條―第三十九條） 本文 第十章 地区会議 （地区会議） 第三十三條 学術會議に、地域社会の学術の振興に寄与することを目的として、会員又は連携会員をもつて組織する地区會議を置く。 2 地区會議に關し必要な事項は、幹事会が定める。 第十一章 若手アカデミー （若手アカデミー） 第三十四條 学術會議に、若手科学者の連携を図り、その活動を通じて学術の振興に寄与することを目的として、会員又は連携会員をもつて組織する若手アカデミーを置く。 2 若手アカデミーに關し必要な事項は、幹事会が定める。 第十二章 栄誉会員 （栄誉会員） 第三十五條（略）	目次 第一章～第九章（略） 第十章 地区會議（第三十三條） （新設） 第十一章 栄誉会員（第三十四條） 第十二章 日本学術会議協力学術研究団体（第三十五條） 第十三章 雑則（第三十六條―第三十八條） 本文 第十章 地区會議 （地区會議） 第三十三條 学術會議に、地域社会の学術の振興に寄与することを目的として、会員又は連携会員をもつて組織する地区會議を置く。 2 地区會議に關し必要な事項は、幹事会が定める。 （新設） 第十一章 栄誉会員 （栄誉会員） 第三十四條（略）

第十三章 日本学術会議協力学術研究団体
 (日本学術会議協力学術研究団体)
 第三十六条 (略)

第十四章 雑則
 (外部評価)

第三十七条 (略)
 (幹事会への委任)
 第三十八条 (略)
 (会則の改正)
 第三十九条 (略)

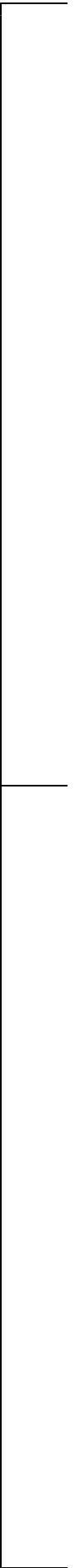
種類	要望	声明	提言	報告	回答
表出主体	(略)	(略)	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	(略)
定義	(略)	(略)	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会、分科会又は若手アカデミーが実現を望む意見等を発表すること。	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会、分科会又は若手アカデミーが審議の結果を発表すること。	(略)

第十二章 日本学術会議協力学術研究団体
 (日本学術会議協力学術研究団体)
 第三十五条 (略)

第十三章 雑則
 (外部評価)

第三十六条 (略)
 (幹事会への委任)
 第三十七条 (略)
 (会則の改正)
 第三十八条 (略)

種類	要望	声明	提言	報告	回答
表出主体	(略)	(略)	部、委員会又は分科会	部、委員会又は分科会	(略)
定義	(略)	(略)	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会又は分科会が実現を望む意見等を発表すること。	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会又は分科会が審議の結果を発表すること。	(略)



検討の経緯

若手アカデミー委員会 若手アカデミー活動検討分科会

平成22年5月 分科会設置
わが国における若手アカデミー活動の可能性を多角的に調査研究

平成23年9月28日 提言「若手アカデミー設置について」を公表

日本学術会議は、社会が直面する課題の解決に向けて、また、学術の次世代を担う主体の形成と発展のために若手アカデミーを設置して若手科学者の独自の組織と活動を位置づけこれを支援。

【構成員】 各部20名程度、計60名程度

【年齢構成】 30～45歳を基準

【連携会員】 任期6年 3年ごとに半数の改選

【代表者】 幹事会にオブザーバー参加

若手アカデミー委員会

平成23年10月 若手科学者を中心に再構成

平成25年4月 日本学術会議 総会 委員長報告

- ・第23期(平成26年10月)における若手アカデミーの設置を目指し、若手アカデミーの組織・運営の在り方について審議
- ・日本学術会議における位置づけ、構成員、運営、本委員会での活動と設置以降の活動の持続可能性と発展性などについて審議

日本学術会議の機能強化

若手科学者の
意見集約
機能の強化

世界の
ヤングアカ
デミーへの
対応

若手アカデミー整備

平成25年10月 総会 日本学術会議会則改正(予定)
若手科学者の連携を図り、その活動を通じて
学術の振興に寄与することを目的として「若手アカデミー」を設置。

※設置は平成26年10月